

第 9 回盛岡地方裁判所委員会議事概要

第 1 開催日時

平成 18 年 6 月 22 日（木）午後 2 時 00 分～午後 4 時 30 分

第 2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室（5 階）

第 3 出席者

（委員）

石橋乙秀，榎戸道也，大森紀代美，金谷暁，小泉寛，志和敬子，杉山慎治，藤原祐子，丸山仁，山本秀樹，吉田誠一（五十音順，敬称略）

（庶務）

後藤地裁事務局長，佐藤家裁事務局長，村川民事首席書記官，武田刑事首席書記官，小野地裁事務局次長，島田家裁事務局次長，門脇地裁総務課長，穴戸地裁総務課課長補佐，工藤地裁庶務係長

第 4 議事

1 委員長選出（杉山委員長代理）

若原前委員長が平成 18 年 2 月 14 日付けで異動したことに伴い，委員の互選により，金谷委員を委員長に選出した。

その際，概略，次の意見交換がなされた。

これまで，委員長は，代々盛岡地裁所長が選出されてきたが，委員長と所長が同一人であるのは，委員会設立の趣旨に反すると考える。すなわち，委員会は，裁判所からの諮問を受け，裁判所とは別の視点から裁判所の運営に関する意見を述べる立場にあるのだから，委員長と地裁所長は別人であるべきである。また，地裁所長は，比較的短期間で異動し，岩手県の状況をようやく把握した頃に転勤時期を迎える実態にあるため，この観点からは，盛岡に長くおられ，県内の状況をよく把握している方が委員長として相応しい。したがって，前から主張しているとおり，委員長は，法曹関係者以外の委員から選出するのが相当である。具体的には，現在 2 期目を務められている 2 人の委員のうち，どちらかの方に委員長をお願いするのはどうか。

委員会は，委員の貴重な意見を聴き，それらの意見を裁判所の運営に反映させることを主眼としている。したがって，委員長の役割としては，議論の前提となる事項をまず要約して説明した上，委員から活発かつ率直な意見を引き出し，討議を深めていくよう会議をリードし，その意見を集約，整理することにあると考える。また，委員長は，委員会と裁判所との連絡調整や会議の事前準備のための打合せの機会を数回持つ必要があり，これに時間を割ける方がなるべきと考える。その意味では，裁判又は裁判所の実情をよく承知している地裁所長が委員長になるのが好都合

ではないかと考える。

法曹関係者以外の委員で、かつ、現在2期目の委員を務めている者の中から委員長を選出してはどうかという意見について、私が該当者のうちの1人になるかと思うので意見を述べたい。確かに、法曹関係者以外の者が委員長になるべきであるという考え方はもっともであるが、私が実際に委員長になって、その役割を十分果たせるかということ、本来の仕事との関係で時間的な制約があって、正直、事前打合せ等の時間を確保するのは難しい状況にある。したがって、私が仮に委員長に推薦されても辞退せざるを得ない(もう1人から、これと同旨の意見あり。)

委員長として適任ではないかと思われた2人が辞退するというのであれば、従前のとおり、地裁所長を選出することもやむを得ない。

2 開会あいさつ(金谷委員長)

3 新委員紹介(大森、金谷、山本委員)

4 裁判所における取組状況報告

庶務担当から、「不動産執行制度の改善について」の報告がなされた。

5 「活発な裁判所委員会」調査(アンケート)の取扱いについて

意見交換の結果、現時点において、次の理由で調査には回答しないこととした。

- (1) 調査元団体の代表者が明確でないこと。
- (2) 回答結果の利用方法が明確でないこと。
- (3) 調査項目が、最高裁ホームページで公表している盛岡地方裁判所委員会議事概要で概ね明らかでないこと。

6 議事テーマに関する意見交換等

(1) 議事テーマ「労働審判制度について」

ア 基本説明

意見交換に先立ち、平成18年4月1日創設の「労働審判制度」の概要についての説明がなされた(パワーポイント使用、榎戸委員)。

イ 意見交換

概略、次の意見交換がなされた。

労働審判員2人の意見と労働審判官(裁判官)との意見が分かれた場合には、多数決で労働審判員の意見どおりの判断となるようだが、法律の専門家である裁判官の意見が採用されないような法律を制定することについて、懸念はなかったのか。

労働審判員は、実際に労働紛争の処理に携わった経験や知識のある然るべき方が任命されているので、労働審判員2人の意見どおりの審判がなされたとしても、内容において相当な結果が得られると考えられることから、法律そのものに問題はないと思う。

盛岡地裁では、使用者側と労働者側から、全部で10人の労働審判員が任命

されているということだが、実際に審判に携わる2人をどのようにして選ぶのか。また、その構成によって、審判結果が、使用者側又は労働者側の一方に偏るようなことはないか。

労働審判員は、使用者側、労働者側から、それぞれ1人ずつ選任されることになっており、原則として、名簿に登載されている順番に従って選任が行われる予定なので、2人とも労使の一方だけから選ばれることはない。

盛岡地裁では、労働審判事件の申立てが増加した場合においても、事件処理に支障が出ないような事務処理態勢が確立されているのか。

当面は、民事部の事務処理態勢の中で対応できると考えている。

労働審判制度はよい制度だと思う一方で、先ほどの説明では、岩手県では、法施行後、申立てが1件もないということだったが、これはどうしてか。

労働審判制度は、原則として、申立てから40日以内に最初の期日が指定されるが、そのときには、事件の争点を明らかにしておくとともに、必要な証拠が提出されていることが前提となっている。弁護士の立場で言えば、労働者が申立人となる場合には、本人にとってはもちろん、弁護士が代理人となった場合でも、短期間にこのような準備をするのは容易でないし、また、相手方になった場合には、第1回期日までの期間が短く、時間的余裕がないことから、準備は更に難しくなると思われるので、どちらになっても負担が重いことから、利用しにくいのではないかと考える。

岩手県においては、労働者が労働関係事件の申立てをしたら、勤務先を辞めなければならないというような風土があるようで、そのことが申立てがないことに影響しているのかもしれない。

労働関係の紛争は、金額が多額でない場合には、手間や精神的な苦勞ばかり伴うので、裁判を起こさないこともあるのが現状だと思う。また、例えば、残業手当不払の場合には、被告会社に勤務しながら、提訴するのは難しいので、勤務先を辞めてから、提訴することも多いのが実情のようである。その場合には、急いで判決をもらう必要がないので、労働審判制度を利用してあくせくするよりも、通常の裁判手続を利用することが多いとも考えられる。労働者が弁護士に依頼しなくても利用できる制度であればよいが、現実にはそれは難しく、その意味では当事者にとって負担の重い制度なので、それが利用者がいない原因になっているのではないか。

今の話は、申立ては弁護士に依頼せざるを得ないように受け止めたが、そうすると、そもそもお金がなければ申立てができないことになる。そのような制度であれば、手続の入り口から問題があるのではないか。

労働審判制度は、労使間の問題を早期に解決するための制度ということなので、双方がこの制度で解決しようという合意の基に利用できるのであればよいが、先の説明や他の委員の意見を聴く限り、通常の裁判制度と同様に、双方が最初から相当準備をした上で言い分を主張し合う制度のようであり、これでは覚悟を決めないと申立てができないと考えられるので、申立てが1件もないのもやむを得ないのではないか。

労働審判制度の趣旨には賛同するが、制度的に問題があり、改善の必要があ

るのではないかと思われる。

(2) 議事テーマ「裁判員制度に関するアンケート結果について」

ア 基本説明

意見交換に先立ち、最高裁実施の裁判員制度に関するアンケート結果の概要についての説明がなされた（庶務担当）。

イ 意見交換

概略、次の意見交換がなされた。

アンケート調査を受けた人の中では、裁判員制度を知っていると答えた人の割合は高かったようであるが、私の回りでは依然として割合は低いと思う。

裁判員を断ることができるのであれば、どのような理由を探してでも断りたいという人が多くなることも考えられるので、そのような人をどのようにして食い止められるのかが気になった。裁判員として参加するのに消極的なのは、制度がイメージしにくい面があり、また、広報用ビデオなども制作されているようだが、見ていない人が多数を占めている現状にあるからだと思われるので、制度を周知させる広報をもっと行うべきである。このアンケート結果を、より多くの人に制度を考えさせるきっかけに役立てる必要があると思う。

先日、新聞社が行った世論調査結果によると、75パーセントの人が「裁判員として裁判には参加したくない。」と回答し、その理由として「重要な判断をする自信がない。」を挙げた者が60パーセントである旨の報道がなされたところである。最高裁のアンケート調査結果と、数字が若干異なるが、アンケートの対象者の選定方法や質問の仕方で差異が出るのは、やむを得ないのではないかと思う。

例えば、農業従事者などは、収穫時期が限られているので、その時期に裁判員を依頼されても、収入に対する保証がない以上、心配で引き受けられないのではないだろうか。このことは、裁判員確保上の障害になるのではないかと感じている。

裁判員に守秘義務があるにしても、主婦の場合には、井戸端会議等の場面で、話したい誘惑にかられるのではないかと思う。

アンケート結果により、裁判員裁判には参加したくないという人の障害事由が把握されてきたと思うが、今後、有職者の中で、特に多数を占めるサラリーマン層に参加してもらえるようにするためには、どのような方策を執っていくべきなのかを検討する必要がある。

休暇を取りやすい環境があれば問題ないが、現実はいかならないと思う。雇用者に、その辺りの理解をどうやって求めていくかが課題だと思う。

アンケートによって明らかとなった障害事由について、問題点を一つ一つ洗い出し、それに対する意見を求めるなどして対処していくことが必要だと思う。

社員が裁判員になり、その人から有給休暇の申請が出された場合には、「良かったね。」と言って送り出せるような環境の醸成が必要である。

毎年8月に盛岡市で開催される「さんさ踊り」の夏祭りには、「ミスさんさ」が参加しているが、同人の勤務先の雇用主は、「ミスさんさ」としての夏祭り

行事を会社の業務よりも優先させることになっており、雇用主はこの趣旨をきちんと理解して、積極的に協力している。裁判員制度においても、いかに雇用主に理解してもらえるかが課題であると思う。

会社にも義務を持たせ、守らなければ罰則を与えるような制度があればよいと思う。

従業員が裁判員に選ばれたにもかかわらず、会社の休暇の関係から参加できないような場合には、その会社を公表するようなことも必要ではないだろうか。

雇用契約の段階で、裁判員に選ばれたときには有給休暇を取得できるという条項を就業規則に盛り込むような法整備ができればいいと考える。

裁判所としても、雇用主を説得するための専門の係を設けることも大切ではないか。

一般人に裁判員の就任を依頼するのであれば、裁判員の日程を尊重した審理計画を立てる必要があると思う。また、少なくとも中学生くらいの年代から、裁判員制度に参加するのは義務であることを教えるような教育が必要である。

裁判員制度は、国の政策として実施されるのだから、単に裁判所だけが頑張るのではなく、行政庁を巻き込んで問題点を解決していくことが必要だと思う。

7 委員の選任に関する要請について

(1) 要請の内容（石橋委員）

現在の委員会は、司法関係者委員6人、それ以外の委員6人という構成になっているが、委員会の本来の趣旨を踏まえると、司法関係者以外の委員を増員する必要があると考える。委員会でその是非を検討してもらいたい。

(2) 検討結果等

委員は、裁判所が選任することになるが、本日の意見を踏まえて裁判所側で今後検討することとした。

第5 次回委員会について

11月6日から8日までのいずれかの日に、盛岡家庭裁判所委員会と合同で開催する方針とする。

開催テーマは、8月末までに次回以降のテーマに関するアンケートを実施し、その中で各委員において提案があれば、それらを踏まえて具体的な開催日時及び開催テーマ等を庶務担当から改めて通知することとした。

第6 閉会

以上